

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年8月29日

【事業年度】 第4期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 ナブテスコ株式会社

【英訳名】 Nabtesco Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松本和幸

【本店の所在の場所】 東京都港区海岸一丁目9番18号

【電話番号】 03-3578-7070

【事務連絡者氏名】 取締役 総務・人事本部長 中村秀一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区海岸一丁目9番18号

【電話番号】 03-3578-7070

【事務連絡者氏名】 取締役 総務・人事本部長 中村秀一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月27日に提出した第4期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

注記事項

(税効果会計関係)

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(9) (10) (11) _____ 記載なし

(訂正後)

(9) 取締役の選任の決議要件

当社は、株主総会における取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨定款に定めています。

(10) 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

① 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨定款に定めています。これは、機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

② 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨定款に定めています。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

③ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合には、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨定款に定めています。これは、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

(11) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めています。これは、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

第5 【経理の状況】

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

注記事項

(税効果会計関係)

(訂正前)

前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
	法定実効税率 40.7%		法定実効税率 40.7%
	(調整)		(調整)
	海外連結子会社の税率差異 $\Delta 0.8$		海外連結子会社の税率差異 $\Delta 2.4$
	評価性引当額 0.9		評価性引当額 $\Delta 0.4$
	交際費等永久に損金に算入されない項目 0.6		交際費等永久に損金に算入されない項目 0.5
	住民税均等割等 0.4		住民税均等割等 0.4
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 $\Delta 1.0$		受取配当金等永久に益金に算入されない項目 $\Delta 1.0$
	受取配当金連結消去に伴う影響額 1.3		受取配当金連結消去に伴う影響額 1.6
	持分法による投資利益 0.3		持分法による投資利益 <u>1.0</u>
	試験研究費税額控除等 $\Delta 2.1$		試験研究費税額控除等 $\Delta 2.2$
	その他 $\Delta 0.3$		外国税額控除 $\Delta 0.5$
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>40.0</u>		その他 <u>$\Delta 0.5$</u>
			税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>37.2</u>

(訂正後)

前連結会計年度 (平成18年3月31日)		当連結会計年度 (平成19年3月31日)	
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
	法定実効税率 40.7%		法定実効税率 40.7%
	(調整)		(調整)
	海外連結子会社の税率差異 $\Delta 0.8$		海外連結子会社の税率差異 $\Delta 2.4$
	評価性引当額 0.9		評価性引当額 $\Delta 0.4$
	交際費等永久に損金に算入されない項目 0.6		交際費等永久に損金に算入されない項目 0.5
	住民税均等割等 0.4		住民税均等割等 0.4
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 $\Delta 1.0$		受取配当金等永久に益金に算入されない項目 $\Delta 1.0$
	受取配当金連結消去に伴う影響額 1.3		受取配当金連結消去に伴う影響額 1.6
	持分法による投資利益 0.3		持分法による投資利益 <u>$\Delta 1.0$</u>
	試験研究費税額控除等 $\Delta 2.1$		試験研究費税額控除等 $\Delta 2.2$
	その他 $\Delta 0.3$		外国税額控除 $\Delta 0.5$
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>40.0</u>		その他 <u>1.5</u>
			税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>37.2</u>

以 上